

市長選挙・市議会議員選挙 選挙運動・政治活動FAQ

【はじめに】このFAQ集は、天草市長選挙及び天草市議会議員選挙における選挙運動・政治活動に関してよくある質問をQ&A方式でまとめたものです。

ここに掲載した内容は一部の例であり、個々の行為が法令違反等に該当するかどうかは、その行為の時期・場所・方法・対象・内容等、諸般の事情を総合的に見て、取り締まり当局により判断されます。当FAQ集における「法」は公職選挙法、「令」は公職選挙法施行令、「規則」は公職選挙法施行規則を指します。根拠法令を□として記載していますが、記載がないものについては判例等により解釈をしています。



問合せ先	天草市選挙管理委員会
所在地	熊本県天草市東浜町8番1号
電話	0969-32-7878（直通）
FAX	0969-23-1197
メール	senkan@city.amakusa.lg.jp

1 選挙運動

- (1)選挙運動の概要 P7～9**
- Q1 選挙運動と政治活動の違い
 - Q2 選挙運動の期間
 - Q3 選挙当日でもできる選挙運動
 - Q4 禁止される選挙運動
 - Q5 選挙犯罪
- (2)選挙運動の準備・事前運動 P10**
- Q1 事前運動とは
 - Q2 事前運動にあたらぬ準備行為として認められる行為は
 - Q3 出陣式・選挙事務所開きの案内状の頒布
- (3)選挙期日前に行われる選考会・推薦会 P11**
- Q1 自治会等の選考会や推薦会の方法
 - Q2 自治会等の選考会や推薦会への候補者の出席
 - Q3 自治会の推薦会等の決議の外部公表
 - Q4 内部的に特定の候補者に投票するよう呼びかける行為
- (4)選挙運動ができるもの P12～13**
- Q1 選挙運動は誰でも可能か？
 - Q2 県知事や市長が推薦人になること
 - Q3 選挙運動用葉書の推薦欄
 - Q4 18歳未満を使用した選挙運動
 - Q5 企業からの選挙運動員派遣
- (5)選挙事務所 P14**
- Q1 選挙事務所
 - Q2 選挙事務所の設置数
 - Q3 投票所から300m以内の選挙事務所
 - Q4 選挙事務所の表示
 - Q5 選挙事務所のポスターに写真を貼付
 - Q6 事務所の2階からの垂れ幕
- (6)戸別訪問と個々面接 P15**
- Q1 戸別訪問
 - Q2 他の用件で訪問時に付随して投票依頼することは戸別訪問か
 - Q3 候補者の名刺の頒布
 - Q4 個々面接
 - Q5 電話による選挙運動

Q6 電話による演説会の周知

(7)署名運動 P16

Q1 禁止される署名行為

(8)飲食物の提供 P16～17

Q1 飲食物の提供

Q2 選挙事務所で出せる茶菓子

Q3 陣中見舞いと差入れ

Q4 運動員等への弁当の提供

(9)自動車・船舶・拡声器の使用 P17～18

Q1 使用できる自動車

Q2 選挙運動用自動車以外の自家用車の使用

Q3 選挙運動用自動車への選挙ポスターの貼付

Q4 乗車人数

Q5 シートベルトの着用義務

Q6 選挙当日における選挙運動用自動車の駐車

Q7 拡声器の使用台数

Q8 選挙運動用自動車での連呼行為と街頭演説の同時開催

Q9 拡声器の音量

Q10 電気メガフォンの使用

(10)文書図画による選挙運動 P19～24

Q1 文書図画とは

Q2 掲示できる文書図画

Q3 頒布できる文書図画

Q4 候補者氏名入りのタスキやスローガンを記載したのぼりの使用

Q5 スローガンを記載したジャンパーの使用

Q6 選挙運動用通常葉書の規制

Q7 選挙運動用通常葉書の違反事項

Q8 選挙運動用通常葉書に複数名の宛名を記載

Q9 宛先不明で返送された選挙運動用通常葉書

Q10 選挙運動用ビラへのQRコード(二次元コード)の記載

Q11 選挙運動用ビラの規制

Q12 インターネット選挙運動とは

Q13 インターネット選挙運動ができる者

Q14 選挙運動が禁止されている者によるインターネット選挙運動

Q15 SNSによる街頭演説等の告知

- Q16 FacebookやLINE等SNSのメッセージ機能
- Q17 電子メールによる選挙運動
- Q18 インターネットでの個人演説会の動画配信

(11)言論による選挙運動…………… P24～27

- Q1 言論による選挙運動
- Q2 連呼行為
- Q3 朝6時に行う街頭でのあいさつ行為
- Q4 演説会と街頭演説
- Q5 合同個人演説会
- Q6 個人演説会の規制
- Q7 個人演説会の周知
- Q8 午後8時以降の幕間演説
- Q9 街頭演説の人数
- Q10 街頭演説での氏名入りビラの頒布
- Q11 街頭演説でののぼり旗の使用
- Q12 街頭演説の同時開催について
- Q13 流し演説
- Q14 公営施設内でのあいさつ行為
- Q15 公共施設での出陣式

(12)選挙後のお礼…………… P28

- Q1 当選のお礼の制限
- Q2 当選祝いのお酒
- Q3 当選御礼の貼紙の掲示
- Q4 当選祝いの酒席

2 政治活動

(1) 政治活動の文書図画 P29～35

- Q1 政治活動用立札・看板を設置するための申請
- Q2 政治活動用立札・看板の枚数
- Q3 事務所ごとの政治活動用立札・看板の枚数
- Q4 政治活動用立札・看板の両面使用
- Q5 政治活動用立札・看板の規格の制限
- Q6 政治活動用立札・看板の記載内容
- Q7 政治活動用立札・看板へのQRコード(二次元コード)の記載
- Q8 政治活動用事務所と後援団体事務所の立札・看板の取扱い
- Q9 政治活動用事務所を選挙事務所にした場合の立札・看板の取扱い
- Q10 選挙期間中の政治活動用立札・看板の新規設置・移動
- Q11 規制される後援団体が政治活動のため立札・看板
- Q12 政治活動用立札・看板が設置できない場所・理由
- Q13 既製の立札への政治活動用ポスターの貼付
- Q14 規制される後援団体の政治活動のための立札・看板
- Q15 事務所への候補者氏名（類推される事項）の掲示
- Q16 街頭演説での氏名入りのぼりの使用・スローガンのぼりの使用
- Q17 政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンの記載
- Q18 後援会宣伝用自動車車体への記載
- Q19 政治活動用ポスター貼付の許可
- Q20 政治活動用ポスターの制限
- Q21 政治活動用ポスターの掲示可能期間
- Q22 一定期間内における政党等の演説会告知用ポスターの掲示
- Q23 会社等への個人の政治活動用ポスターの掲示
- 補足 政党用ポスターと公職の候補者等個人用ポスターの区別の判断基準例
- Q24 後援会だより等のポスティング

(2) 演説等 P36

- Q1 政治活動における街頭演説
- Q2 民間団体主催の公開討論会
- Q3 政治活動における連呼行為

(3) 政治団体等の政治活動 P37～38

- Q1 選挙時における政治団体等の政治活動
- Q2 確認団体による政治活動

3 寄附及びあいさつ状

(1) 候補者が行う寄附 P39～45

- Q1 公職の候補者等がする寄附
- Q2 選挙区内にある者
- Q3 親族や秘書の名義で行う寄附
- Q4 親族の寄附
- Q5 結婚披露宴の祝儀
- Q6 結婚披露宴の祝儀を事前・事後に贈る
- Q7 会費制の結婚式への出席
- Q8 親族への新築祝
- Q9 成人式（二十歳の集い）参加者に記念品を贈る
- Q10 成人式（二十歳の集い）に祝電を出す
- Q11 通夜・葬式での香典
- Q12 金銭以外の線香等の香典
- Q13 御香典以外の表書き
- Q14 葬儀での供花・花輪
- Q15 選挙区外で行われる葬儀での供花・花輪
- Q16 香典返し
- Q17 葬儀でのお布施
- Q18 新盆見舞い
- Q19 会費制の会合への参加
- Q20 お中元やお歳暮
- Q21 候補者が代表である会社の寄附
- Q22 自治会への寄附
- Q23 地域行事への差し入れ
- Q24 地域行事へのトロフィー等の貸与と贈与
- Q25 イベントのチケット購入
- Q26 餞別とお土産
- Q27 色紙
- Q28 寺社への寄附
- Q29 市議会等名義の匿名の寄附
- Q30 選挙区内にある学校の部活の物販・寄附
- Q31 選挙区外にある学校の部活の物販・寄附
- Q32 バザーへの物品の提供
- Q33 ふるさと納税

- Q34 国・県・市への寄附
- Q35 賛助会費
- Q36 自治会が集める被災地支援募金
- Q37 避難所への物資の寄附
- Q38 赤い羽根共同募金
- Q39 給与の返上
- Q40 自らの後援団体への寄附
- Q41 地方公共団体の長の名前での記念品の贈呈

(2) 選挙に関する寄附 P45

- Q1 他の候補者への陣中見舞い
- Q2 他の候補者の後援団体への陣中見舞い
- Q3 選挙費用の寄附

(3) 後援団体が行う寄附 P46

- Q1 後援団体が行う寄附
- Q2 後援団体の「設立目的により行う行事又はまたは事業」
- Q3 後援団体が行う会員の親睦のための香典や祝儀

(4) 政治教育集会に関する実費の補償 P46

- Q1 政治教育のための集会
- Q2 実費の補償の範囲
- Q3 政治教育のための集会での飲み物の提供

(5) あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止 P47～48

- Q1 禁止されるあいさつ状とは
- Q2 自筆・答礼のためのあいさつ状
- Q3 あいさつ状と政策の周知
- Q4 有料広告
- Q5 有料の政策広告
- Q6 有料の政策広告の中にあいさつ文を掲載
- Q7 政策普及宣伝のビラにあいさつ文を掲載
- Q8 後援会事務所開設の案内を新聞広告に掲載

1 選挙運動

(1)選挙運動の概要

Q1 選挙運動と政治活動の違いは？

A1 政治活動とは、政治上の目的をもって行われる一切の活動をいいます。

広い意味では選挙運動も政治活動に含まれますが、法上では選挙運動と政治活動を論理的に明確に区別されています。定義付けすると次のように解釈できます。

政治活動	政治上の目的をもって行われる一切の運動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。 一般的には「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、または公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」
選挙運動	特定の選挙に、特定の候補者の当選をはかることを目的として、投票を得または得させるために、直接または間接的に、必要かつ有利な行為で、以下の要件を満たす行為。 ・その行為の対象たる選挙が特定していること ・特定の候補者のためにするものであること ・当選を目的としてなされること ・当選を得または得させるために、直接又間接的に、必要かつ有利な行為であること

Q2 選挙運動ができる期間は？

A2 選挙の公正を確保するため、選挙運動には一定のルールが設けられており、選挙運動は公示（告示）日の立候補届出が受理された時から、投票日の前日までに限り行うことができます。この期間中も、選挙運動用自動車等での連呼行為や街頭演説は午前8時から午後8時までとされ、それ以外の期間の選挙運動は禁止されています。

📖 法129 選挙運動の期間 / 法140の2 連呼行為の禁止

Q3 選挙当日でもできる選挙運動は？

A3 選挙当日でもできる選挙運動として認められている行為は、以下のとおりです。

- ①投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に、選挙事務所を設置すること。
- ②その選挙事務所を表示するために、ポスター・立札・看板の類を掲示すること。
- ③選挙運動期間中に掲示した選挙運動用ポスターを、そのまま掲示しておくこと。
- ④選挙期間中に更新したブログやSNSの投稿等をそのままにしておくこと。

※ただし、新たな書き込みや拡散等は禁止されます。

📖 ①法132 選挙当日の選挙事務所の制限 / ②③法143 文書図画の掲示

Q4 禁止される選挙運動行為は？

A4 禁止される選挙運動行為は、以下のとおりです。

① **休憩所等の設置の禁止**

選挙事務所の他、休憩所やこれに類似する設備は設けることができない。

② **戸別訪問の禁止** 有権者の住居、会社、事務所等を戸別に訪問し、特定の候補者への投票を依頼してはならない。居宅内に入らなくても、軒先、店先も戸別訪問とみなされる。

③ **署名運動の禁止** 投票を得る目的、投票を得させる目的または投票を得させない目的で、有権者に対し署名運動をすることは禁止されている。

④ **人気投票の公表の禁止** 選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできない。

⑤ **飲食物の提供の禁止** いかなる名義をもって提供するを問わず、飲食物（湯茶等及びお茶うけ程度の菓子を除く。）を提供することができない。ただし、選挙運動の期間中、選挙運動員、選挙運動事務員、車上運動員等及び労務者に対し、一定の制限のもと提供することができる。

【弁当の額】45食（15人×3食） × 選挙運動期間（日）

1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内

市長・市議	45食（15人×3食） × 選挙運動期間7日 = 315食
-------	-------------------------------

⑥ **氣勢を張る行為の禁止** 有権者の注目を集めようと、自動車を連ね、または隊伍を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすることが禁じられている。

⑦ **連呼行為の禁止** 次の場合を除き、選挙運動のために、連呼行為をすることはできない。個人演説会場、街頭演説または演説の場所でできるほか、午前8時から午後8時までの間は選挙運動用自動車（船舶）の上である場合。ただし、病院や学校等の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならないとされている。

⑧ **文書図画の回覧行為の禁止** 選挙運動のために使用する回覧板や文書図画を多数の者に回覧してはならない。ただし、選挙運動用自動車（船舶）に取りつけて使用するポスター及び、タスキ等の類を候補者が着用したまま行動、回覧することは差し支えありません。※ビラの頒布は、新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会会場内、街頭演説の場所でのみ頒布することができ、散布は禁止される。なお、ビラには選挙管理委員会の交付する証紙が必要。

参考：選挙運動用通常葉書・ビラの上限枚数

	市長	市議
通常葉書の頒布	8,000枚	2,000枚

ビラの頒布	16,000枚	4,000枚
-------	---------	--------

- ①法133 休憩所等の禁止 ②法138 戸別訪問の禁止
 ③法138の2 署名運動の禁止 ④法138の3 人気投票の公表の禁止
 ⑤法139 飲食物の提供の禁止 法197の2 実費弁償及び報酬の額
 令109の2 選挙運動に従事する者等に対し提供できる弁当料の額
 令129 実費弁償及び報酬の額の基準等
 ⑥法140 氣勢を張る行為 ⑦法140-2 連呼行為の禁止
 ⑧法142 文書図画の頒布 令109-6 ビラの頒布方法

Q5 選挙違反となる行為は？

A5 選挙違反は犯罪として処罰の対象となります。なお、取り締まりは警察により行われ、選挙違反を犯すと、罰金・禁固・懲役等の刑罰が科せられる他、選挙権停止等の措置も取られます。具体的には次のような例が挙げられます。

- ① **買収罪** 金銭・物品・供応接待等による票の獲得や誘導。金銭等を実際に渡さなくても、約束するだけで違反となります。また買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。
- ② **利害誘導罪** 特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者または関係のある団体(会社・学校・組合・市区町村・寺社等)に対する寄附等特殊の直接利害関係を利用して、投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利害誘導を促したりした場合も処罰されます。
- ③ **選挙妨害罪** 有権者や候補者等への暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴等に関する虚偽事項の公表、偽名等による通信等が処罰されます。
- ④ **投票に関する罪** 詐欺の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣誓をすること、投票を偽造しまたは増減すること、投票所または開票所等で正当な理由なく有権者が投票するのに指示・勧誘をしたりして投票に干渉すること、投票内容を知ろうとすることがこれにあたります。

- 法221 買収及び利害誘導罪 / 法222 多数人買収及び多数人利害誘導罪
 法223 公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪
 法224 買収及び利害誘導罪の場合の没収 / 法225 選挙の自由妨害罪
 法226 職権濫用による選挙の自由妨害罪 / 法227 投票の秘密侵害罪
 法228 投票干渉罪 / 法230 多衆の選挙妨害罪

(2)選挙運動の準備・事前運動

Q1 事前運動とは具体的にどのようなことを指すのか？

A1 選挙運動期間外選挙運動は事前運動にあたり一切禁止されています。

後援会等の政治活動であっても、実態として氏名普及宣伝が主たる目的であると認められる行為は事前運動とみなします。選挙運動にあたるか否かは、その行為が行われた時期、様態等により総合的に判断することとなります。

事前運動に該当する恐れがある事例は次のとおりです。

✕告示日直前に不特定多数に立候補予定者氏名が記載された政治活動用ビラや名刺等を頒布すること

✕個々の面接、各戸への訪問、電話による投票依頼をすること

Q2 事前運動にあたらぬ準備行為とは具体的に何か？

A2 準備行為として認められている行為は、以下のとおりです。

ただし、以下の行為にあわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されます。

●**立候補準備** ※瀬踏み行為とは 支持状況をあらかじめ調査すること

- ①候補者による瀬踏み行為
- ②政党の公認を求める行為
- ③候補者選考会・推薦会の開催行為
- ④供託物を供託する行為

●**選挙運動準備**

- ①選挙運動費用の調達
- ②各選挙運動者間の任務の割振り
- ③選挙運動者間における仕事の連絡
- ④演説会場の借入れの内交渉
- ⑤選挙運動事務所・自動車・拡声機・演説会場等の借入れの内交渉
- ⑥選挙演説を依頼するための内交渉
- ⑦立札・看板を作成する行為
- ⑧選挙運動用ポスター・ビラの作成・印刷する行為
- ⑨選挙公報文案の作成する行為
- ⑩政見放送原稿を作成する行為

●**政治活動** 政党その他政治団体等が行う政策宣伝、党勢拡張等の活動及び個人の行う時局講演会等。

●**社交的行為** 退官のあいさつ等の社交的な行為で、通常の時期、方法により通常の内容をもって行われるもの。ただし、あいさつ状等を出すことは一部規制されている。(詳細は寄附及びあいさつ状の項目を参照。)

Q3 告示日直前に、出陣式や選挙事務所開きの案内状を頒布したり、SNSやホームページに掲載すること可能か？

A3 いずれの案内状も不特定多数に告示日前に配布することは、選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動にあたり禁止されています。ただし、告示日における立候補受付以後の選挙期間中には頒布することができます。

告示日前に頒布できる例としては、後援会の会員や、推薦をもらっている政党・企業・団体、選挙運動員等の「特定された少数」に対して「内部事務連絡」としては頒布・通知することができます。

(3)選挙期日前に行われる選考会・推薦会

Q1 自治会等の選考会や推薦会は、どのような方法で行うことが可能か？

A1 白紙の状態からの推薦決定は認められています。ただし、ある特定の候補者を最初から推薦する形は、事前運動にあたり禁止されています。

Q2 推薦された候補者が、選考会・推薦会に同席し挨拶することは可能か？

A2 同席は差し支えありません。

挨拶に関しては、単なる儀礼程度である場合は差し支えありません。

ただし積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となります。

Q3 自治会等の推薦会の決議を、外部に公表することは可能か？

A3 従来から自治会の決議を、すべての自治会員に通知している場合は、従来の方法で通知することは差し支えありません。

ただし号外のチラシを配布する等、特別な方法を用いた場合は、選挙運動(事前運動)にあたる恐れがあります。

また、自治会員以外の不特定多数の者に周知することや、ホームページ上の掲載等は、選挙運動（事前運動）となる恐れがあります。

Q4 労働組合や業者団体の会合等で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることは可能か？

A4 単なる内部行為であっても、投票依頼にわたる場合は選挙運動（事前運動）となり禁止されます。また単に「投票にいきましょう」という投票棄権防止の文言であっても、特定候補者を推薦・支持していると解される場合は、同様に当該候補者の当選に資することになる可能性があるため注意が必要です。

(4)選挙運動ができるもの

Q1 選挙運動は誰でも可能か？

A1 選挙運動は選挙の公正を確保するため、例外として以下のような者は禁止されます。

●全面的に禁止される人

- ① 特定の公務員（中央選挙管理委員会の委員・中央選挙管理委員会の庶務に従事する職員・選挙管理委員会の委員及び職員・裁判官・検察官・会計検査官・公安委員会の委員・警察官・収税管理及び徴税の吏員）
- ② 年齢満18歳未満の人
- ③ 選挙権・被選挙権を停止されている者

●関係区域内で禁止される人

- ① 選挙関係者（投票管理者・開票管理者・選挙長等）
- ② 不在者投票管理者である指定病院・施設等の施設長等（その不在者投票に関して）

●地位を利用しての選挙運動を禁止される人

- ① 一般職の国家公務員・地方公務員
- ② 特定地方独立行政法人の役員・職員
- ③ 教育者

※地位を利用しての選挙運動とは、地位を利用した選挙運動。公務員等がこの地位にあるため、特に選挙運動を効率的に行い得るような影響力または便益を利用して行う選挙運動。

例：補助金補助・契約締結・許可・監査等の職務権限を持つ公務員

種別	選挙運動	地位利用※
特別職の公務員(知事・市長等)	○	×
国家公務員	×	×
地方公務員（市職員等）	×(勤務地以外の選挙区は○)	×
市の非常勤職員	×	×
公立の教員	○	×
私立の教員	○	×



- | | |
|---------|-------------------------|
| 法135 | 選挙事務関係者の選挙運動の禁止 |
| 法136 | 特定公務員の選挙運動の禁止 |
| 法136条の2 | 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止 |
| 法137 | 教育者の地位利用の選挙運動の禁止 |
| 法137条の2 | 年齢満十八歳未満の者の選挙運動の禁止 |
| 第137条の3 | 選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止 |

Q2 県知事や市長が、推薦人としてビラ等に職名を記載したり、演説会の応援弁士として職名を名乗ることは可能か？

A2 単に職名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗ったりすることは直ちに地位利用にはあたりません。ただし、もっぱらその県・市に係る者（県職員・市職員等）を対象として行うときは地位利用に該当する恐れがあります。

Q3 選挙運動用葉書の推薦欄に、現職の県知事や市長、市議会議員の氏名を記載することは可能か？

A3 県知事や市長は特別職の公務員のため、地位を利用した選挙運動以外は認められており差し支えありません。

また市議会議員についても、法的に制限はないため一般的に差し支えありません。ただし、その行為が行われた時期・様態等により、自己の選挙運動・氏名普及宣伝行為の一環と認められる場合は事前運動となる恐れがあります。

Q4 18歳未満の者を使用した選挙運動は可能か？

A4 18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止されているためできません。

ただし、選挙人に直接働きかけない選挙運動のための機械的な労務を行うことは認められています。

【機械的な労務とみなされる例】文書の発送・看板の運搬・湯茶等の接待

Q5 企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことは可能か？

A5 従業員が有給休暇を利用して選挙運動員をすることは差し支えありません。

ただし業務命令での派遣は、法人からの寄附と考えられ禁止されます。

(5)選挙事務所

Q1 選挙事務所とは何をするとところを指すのか？

A1 特定の候補者について、投票を得るため、演説会や届出の準備、ポスターを貼る手配、その他様々な選挙運動に関する事務を取り扱う場所を指します。

Q2 選挙事務所は何力所でも設置可能か？

A2 市長選挙・市議会議員選挙の場合は、候補者一人につき、1箇所に限られます。

📖 法131条の5 選挙事務所の数

Q3 投票所から300m以外の区域に選挙事務所設けた場合は選挙当日に選挙事務所を閉鎖する必要があるのか？

A3 まず投票所を設けた場所とは、投票所の建物及び敷地全体をいいます。

入口が2以上ある場合は、その各々の入口を基点として、直線距離300m内の区域内に、選挙当日は選挙事務所を設置することができません。

選挙事務所が直線距離300m内にある場合は、看板類を撤去し選挙当日は閉鎖するか、移転届出のうえ区域外へ移転をする必要があります。

📖 法132 選挙当日の選挙事務所の制限

Q4 選挙事務所にはどのような表示が可能か？

A4 以下のものが表示可能です。

種類	数	大きさ
ちょうちん	1個	高さ85cm、直径45cm以内
ポスター・立札・看板の類	通じて3個以内	縦350cm、横100cm以内 縦長、横長いずれでも可

📖 法143条5 文書図画の掲示

Q5 選挙事務所を表示するポスターに、候補者の写真を貼付することは可能か？

A5 選挙事務所において掲示できるポスター・立札・看板は「選挙事務所を表示するため」のものである必要があります。選挙事務所を表示する内容（文言）が主になっていれば、候補者の写真を貼付することは差し支えありません。

Q6 選挙事務所を表示するために事務所の2階から垂れ幕を垂らす場合、垂れ幕はポスターに該当するか？

A6 垂れ幕はポスター・立札・看板の類とみなします。

同ページQA4記載の規格の制限内であれば差し支えありません。

(6)戸別訪問と個々面接 法138 戸別訪問の禁止

Q1 戸別訪問とは何か？

A1 戸別訪問とは候補者または運動員が連続して選挙人の家を訪ね、投票を得るため依頼する行為であり、禁止されています。

なお、必ずしも選挙人個人宅個々を言うのではなく、会社や工場等も含まれます。一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上訪問する目的を持っていた場合は戸別訪問となります。

また必ずしも家宅内に入らなくとも、家屋の出入口に接する道路端・店先・軒先で訪問した場合や、訪問の相手方が不在、面接を拒絶された場合も訪問にあたります。

Q2 他の用件で選挙人宅を訪問した際に、付随的に投票依頼することも戸別訪問にあたるのか？

A2 連続してこのような機会を利用する目的で行われれば、戸別訪問として認められ禁止されます。

Q3 候補者の名刺を選挙人の住居にだまって置いてまわるのは、戸別訪問か？

A3 戸別訪問にあたり禁止されています。
また文書図画の頒布禁止にもあたる恐れがあります。

Q4 個々面接とは何か？

A4 道路上等でたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていません。

Q5 電話での選挙運動は可能か？

A5 選挙期日当日を除いて選挙運動の期間中は、候補者または第三者でも電話による投票依頼をすることができます。また告示日前に投票依頼をすることは、事前運動にあたり禁止されます。

Q6 電話で有権者に対し、次々と演説会の開催または演説を行うことについて通知することは違反になるか？

A6 電話で通知を行う場合は、戸別訪問にあたらないため違反になりません。

(7)署名運動 □法138-2

Q1 次のような名目の署名運動も禁止されるのか？

- ① 後援会加入のための署名
- ② 演説会に来た人に、受付でさせる署名
- ③ 選挙事務所を訪れた人に、受付でさせる署名

A1 どのような名目であっても「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」で行ったと認められる場合は、署名運動にあたり罰則をもって禁止されます。
また、選挙人の氏名を記載することと同じ意味をもって、白紙の上に認印を押してもらうことも、署名と同じものと認め、署名運動の禁止にあたります。

(8)飲食物の提供 □法139

Q1 飲食物の提供とはどういうことか？

A1 「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒー、ジュース等のように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされています。
また運動員が選挙事務所に材料を持ち込んで加工した物であっても、第三者に提供すれば違反となります。
何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができません。
なお「選挙運動に関し」とは、選挙運動に関することを動機としての意味であり、投票を依頼する目的の有無は関係ありません。

Q2 選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度ものか？

A2 まんじゅう、せんべい、みかん等、いわゆるお茶受け程度のものです。
果物や漬物は、通常用いられる程度を超えない限り、お茶受け程度と認められます。ただし、高価な菓子は認められません。

Q3 選挙人が、陣中見舞いとして酒を贈ることは可能か？

またペットボトルのお茶1箱等を差入れすることは可能か？

A3 酒は湯茶には含まれないため、提供することはできません。
ただし、選挙期日後に「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動の寄附として扱われるため、差し支えありません。
ペットボトルのお茶については、「湯茶」の類に当たるので贈ることができます。

Q4 選挙期間中に、運動員等への弁当の提供をすることは可能か？

A4 弁当の提供については原則禁止されているが、次の条件下においては提供が認められます。【 令129-1-1】

- ① 選挙期間中に限ること
- ② 選挙運動に従事する選挙運動員及び労務者に提供する場合に限ること
- ③ 令129-1-1の基準に従い定められた弁当料の範囲であること
※1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内
- ④ 選挙事務所で食事をするため、または携行するために選挙事務所において提供する場合に限ること
※選挙運動のために、弁当を持ち行先で食べることは差し支えありません。
※ただし、飲食店等で外食することは禁止されます。
- ⑤ 候補者1人につき45食分に選挙期日の告示日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数分の範囲内に限ること

市長・市議	45食（15人×3食） × 選挙運動期間 7日 = 315食
-------	--------------------------------

(9)自動車・船舶・拡声器の使用

Q1 使用できる自動車はどのような種類か？

A1 乗車定員10人以下で、総重量3.5トン未満の自動車であれば使用できます。
あわせてオートバイ・自転車も使用できます。

ただし自動車とは文書図画の規制が異なりますのでご注意ください。

自転車にのぼり旗等の文書図画を取付けて走行する行為は、不特定多数への回覧行為に該当し違反となる恐れがあり、交通安全上の観点からも避けるべきと考えられます。

Q2 法定の選挙運動用自動車1台の他に、自家用車を使用することは可能か？

A2 自家用車を、たまたま選挙事務所から演説会場に行くために臨時に使用する程度なら差し支えありません。

ただし、常時そのために待機させて利用するような場合は、違反となります。

Q3 選挙ポスター掲示場に掲示しているポスターと同じものを、選挙運動用自動車に貼ることは可能か？

A3 差し支えありません。

Q4 自動車に乗車する人員には制限があるか？

A4 乗車する人員は、候補者と運転手一人を除いて4人を超えてはいけません。
またこの4人は、選挙管理委員会が定めた腕章をつけなければなりません。

Q5 選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用の義務があるか？

A5 選挙運動用自動車については、道路交通法施行令第26条の3の2第1項第8号の規定により、運転手と運転席以外に乗車する者のシートベルト着用義務が除外されています。ただし、安全上は可能なかぎり着用することが望ましいです。
また、窓から極端に体を乗り出す等、交通の棄権を生じさせる恐れがある行為は道路交通法違反にあたり、取り締まりの対象となる可能性があります。

Q6 選挙期日当日、選挙運動用自動車を公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車していてもよいか？

A6 選挙運動用自動車に取り付けているポスター・看板等は、選挙当日に掲示することができません。選挙当日は、看板を撤去するか文字が見えないようにしてください。

Q7 拡声機は何台使用可能か？

A7 使用できる数は、候補者一人につき一揃いです。
選挙管理委員会が交付する表示板を掲示したもののほか、個人演説会（演説を含む）の開催中は、その会場において別に一揃いを使用できます。

Q8 選挙運動用自動車の拡声機を使用しながら、同時に別の場所で街頭演説をすることは可能か？

A8 選挙運動用自動車の拡声機を使用しながら、同時に別の場所で街頭演説を行うことは可能です。ただし、選挙管理委員会が交付する拡声機表示板は1枚のみのため、街頭演説では拡声機は使用できません。

Q9 拡声機の音量の制限があるか？

A9 音量の規制は特にありませんが、学校・病院等の療養施設の周辺ではマイクの音量を落とす等静穏に努めなければならないとされています。
また、時間は午前8時から午後8時まで行うことが認められています。

Q10 電気メガフォンは拡声機か？

A10 拡声機です。

(10)文書・図画による選挙運動

Q1 文書図画とはどういうものか？

A1 書図画の範囲はかなり広く、新聞、雑誌、書籍、名刺、挨拶文、ポスター、看板、立札、ちょうちん等、目で見ても意味の分かるものならすべて含まれます。

Q2 掲示できる文書図画にはどのようなものがあるか？

A2 ①選挙事務所

	数	大きさ
ちょうちん	1個	高さ85cm、直径45cm以内
ポスター・立札及び看板の類	通じて 3個以内	すべて縦350cm、横100cm以内 縦長、横長いずれでも可

②選挙運動用自動車または船舶に取り付けて使用するもの

なお、自転車については文書図画の掲示は一切できない。

	数	大きさ
ちょうちん	1個	高さ85cm、直径45cm以内
ポスター・立札及び看板の類	制限なし	すべて縦273cm、横73cm以内

③候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類

候補者が使用する場合のみ、制限はなし。

④個人演説会において、その演説会の開催中に使用するもの

なお、表面に掲示責任者の氏名・住所の記載が必要。

	区分	数	大きさ
ちょうちん	会場内・外 いずれか	1個	高さ85cm 直径45cm以内
ポスター・立札及び看板の類	会場内	制限なし	制限なし
	会場外	会場を通じ て2以内	すべて縦273cm、 横73cm以内

⑤選挙運動用ポスター

※なお、表面には掲示責任者及び印刷者の氏名、住所（印刷者が法人の場合は、法人名とその所在地）の記載が必要。

市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場 1箇所につき 1枚掲示可能。

大きさは長さ 42cm、幅 30cm以内。縦長、横長いずれでも可

Q3 頒布できる文書図画にはどのようなものがあるか？

A3 ①選挙運動用通常葉書

選挙用である旨の表示が必要

市長選挙	8,000 枚以内
市議選挙	2,000 枚以内

②選挙運動用ビラ

市長選挙	16,000 枚以内
市議選挙	8,000 枚以内

- ・選挙管理委員会に届出た2種類以内。
- ・規格はA4サイズ(長さ29.7cm・幅21cm)を超えないもの。
- ・選挙管理委員会が交付する証紙を貼り付けなければ頒布はできません。
- ・表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人の場合は名称及び所在地）を記載しなければいけません。
- ・頒布方法は、新聞折り込み・選挙事務所内・個人演説会の会場内・街頭演説の場所に限られます。

③インターネット

- ・ウェブサイト等を利用する方法
ホームページ、X（旧Twitter）・Facebook・Instagram等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等
- ・電子メール（候補者及び政党のみ）

Q4 選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したタスキを身に付けることは可能か？

また、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したノボリを取付け、走行することは可能か？

A4 候補者が身に付けるタスキについては、禁止する回覧行為の対象から除外されていますので問題はありません。

ただし、選挙運動で使用しているスローガンを記載したノボリを自転車に取付けて走行する行為は、不特定多数への回覧行為に該当し違反となる恐れがあります。また、交通安全上の観点からも避けるべきと考えられます。

Q5 選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説等の選挙運動に従事可能か？

A5 選挙運動用のスローガンと認められる場合は、不特定多数への回覧行為に該当し違反となる恐れがあります。「選挙運動用」とは、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常葉書、選挙公報等に使用されているか等を考慮し、総合的に判断されます。また、候補者本人でない限り、候補者名が記載されたジャンパー等の着用もできません。

Q6 選挙運動用通常葉書について、記載内容に制限があるか？

A6 候補者の写真、掲載文書の内容について制限はありません。
ただし、虚偽の公表・利益供与・利益誘導等の内容は記載できません。

Q7 選挙運動用通常葉書について、次のような場合は違反となるか？

- ① 推薦者の代表者が経営する会社の従業員に、推薦者として自らの名前を記載した葉書を出すこと。
- ② 推薦者として、市役所職員の名前を記載した葉書を出すこと。
- ③ 現職の市長・市議が、推薦者欄に名前を記載すること。
- ④ 推薦者として、法人名を記載すること。

A7 ① 自身が経営する会社の従業員に葉書を出すことは差し支えありません。
ただし、雇用主としての地位利用や社内での回覧は禁止されます。

② 地方公務員は、地方公務員法第36条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできません。ただし、勤務地の選挙区外であれば可能です。

③ 単に推薦者として名前を記載することは差し支えありません。
ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止されます。

④ 差し支えありません。

Q8 選挙運動用通常葉書に、「御一同様」等複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能か？また、選挙運動用通常葉書を候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することは可能か？

A8 同一世帯にある選挙人数名を連記することは、通常の使用方法と解され差し支えありません。会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「○○御中」等と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触する恐れがあります。また候補者以外の第三者の名義で選挙運動用通常葉書を使用することはできます。

Q9 宛名人不明により差出人に返戻された選挙運動用通常葉書の取扱いは？

A9 既に頒布行為があったと見なされます。

当該葉書を制限枚数の範囲内で再差出しする場合は、新たな頒布として取り扱われます。

Q10 頒布する選挙運動用ビラにQRコード(二次元コード)を記載してよいのか？

A10 バーコードやQRコード(二次元コード)が記載されている場合、読み取った際に端末上に表示される内容が、選挙運動用文書図画と認められる場合は、記載されているビラ自体が選挙運動用の文書図画として規制を受けます。

Q11 選挙運動用ビラの記載・配布場所の制限はあるか？

A11 特に制限はなく、個人演説会の告知・政見の宣伝・直接投票依頼の文言を記載することができます。なお、片面・両面印刷ともに1枚として計算します。

ただし、虚偽の公表・利益供与・利益誘導等の内容は記載できません。

配布方法については、新聞折り込み・候補者の選挙事務所内・個人演説会の会場・街頭演説の場所においてのみ頒布することができます。

Q12 インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段が可能か？

A12 概要は以下のとおりです。

できること・できないこと		政党等 確認団体	候補者	候補者・政党 等以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ・ブログ	○	○	○※3
	SNS	○	○	○※3
	政策動画のネット配信	○	○	○※3
	政見放送のネット配信	△※1	△※1	△※1
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用メールの転送	△※2	△※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布		×	×	×
ウェブサイト等、電子メールを用いた落選運動		○	○	○※3
ウェブサイト等、電子メールを用いた落選運動以外の選挙運動		○	○	○※3

できること・できないこと		政党等 確認団体	候補者	候補者・政党 等以外の者
有料インターネット 広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイト に直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可能。

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

※3 アドレスや返信用フォームURL等の表示義務あり。

Q13 誰でもインターネット選挙運動は可能か？

A13 インターネット選挙運動については、次のことが規制されます。

① 年齢満18歳未満のことが選挙運動をすること

② 選挙期間外に選挙運動をすること

※選挙期日（投票日当日）は選挙期間に含まれません。選挙期間中に更新したブログやSNSの投稿等は、選挙期日においてもそのままにしておくことができます。ただし、新たな書き込みや拡散等は禁止されます。

③ 公職の候補者以外が電子メールを利用して選挙運動をすること

④ 選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して配布・掲示すること

Q14 選挙運動が禁止されている者が下記の行為をすることが可能か？

① 選挙運動に関する事項に対し、Facebookの「いいね」をすること。

② 選挙運動に関する事項に対し、X(旧Twitter)の「リツイート」をすること。

③ 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、Facebook及びX(旧Twitter)に当該画像をアップすること。

A14 ① できます。個別具体の状況によりますが、直ちに選挙運動にはあたりません。

② できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。

③ できません。一般的には、選挙運動に当たる恐れがあります。

Q15 公職の候補者が選挙の告示日以降に、SNSで街頭演説等の告知をすることは可能か？

A15 立候補届出が受理された後であれば、候補者はもとより一般有権者も選挙運動のためにウェブサイト・SNS・動画共有サービス・動画中継サイト等を使用することができます。ただし、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のための文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等の連絡する際に必要となる情報が、受信端末の画面上に正しく表示されていることが条件となります。

Q16 Facebookや LINE 等のユーザー間でやり取りをするメッセージ機能は「電子メール」「ウェブサイト等」にどちらに該当するか？

A16 ウェブサイト等に該当します。

Q17 電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでか？

A17 候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にあるものや、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下で手足として送信に必要な作業に従事しているにすぎない場合は、電子メールの送信主体制限に違反しません。

また候補者からのメールを受取った者が、第三者が転送することは、新たな頒布と認められ禁止されます。

Q18 インターネットで個人演説会の様子を動画配信可能か？

A18 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のための文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等の連絡する際に必要となる情報が、受信端末の画面上に正しく表示されていることが条件となります。

この表示義務を果たしている場合は、動画中継サイトで中継を行っても放送にはあらず差し支えありません。

(11)言論による選挙運動

Q1 言論による選挙運動とはどのような方法をいうのか？

A1 文書図画によらない言論、つまり、演説や録音盤、放送等音声による言論運動という意味です。

Q2 連呼行為というのはどのようなものか？

A2 選挙運動のため、ある候補者の氏名、政党の名称、または演説会若しくは街頭演説のあることを知らせるため、短い言葉を連続して呼称することです。

連呼行為は、選挙運動のために使用する自動車上若しくは街頭演説（午前8時から午後8時まで）または演説会の場所以外では禁止されています。

なお、連呼行為ができる場所においても、学校、病院等では静穏を保持するよう努めなければなりません。

Q3 選挙運動期間中、朝6時から候補者がタスキを着けて駅前に立ち、通行人にあいさつを行うことは可能か？

A3 通行人に対する単なるあいさつであり、タスキの着用には時間的制限はありませんが、演説及び連呼行為は午前8時から午後8時までの時間の制約があるためできません。

Q4 演説会と街頭演説の違いは何か？

A4 演説会とは、候補者やその応援者が、選挙運動の一環として不特定多数の聴衆を特定の場所に集めて演説を行う集会を指します。この特定の場所とは、屋内外どちらでも良いが、集会である以上聴衆が演説を聞こうと共通の目的で集まっていることが必要であり、予告して人を集めておいたものでない限り、演説会とはいえません。

次に街頭演説とは、街頭・広場等で、周囲にいる人々に向かっておこなう選挙運動の一環としての演説のことを指します。演説者がそのまわりにいる人に演説さえしていれば、聴衆の有無や演説を聞こうとしていない場合でも、街頭演説にあたります。また演説者が屋内にあり、聴衆の大部分が街頭等にいる場合も、街頭演説とみなします。

Q5 合同の個人演説会を開催することは可能か？

Q5 第三者主催の候補者合同演説会は開催できません。ただし、各候補者が主催する合同個人演説会の形式をとれば開催することができます。

Q6 個人演説会に規制はあるか？

① 開催場所 ② 開催時間 ③ 掲示物

A6 選挙期間中に候補者が行う個人演説会は、公営施設で行う場合と、それ以外の施設で行う場合で規制がこととなります。ただし、他の選挙が行われている場合は、その投票日に限り、その投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域では、投票所の閉鎖時刻までの間は、個人演説会を行うことができません。

① 公営施設で行う場合は、開催予定日の2日前までに文書で選挙管理委員会へ申し出が必要となります。申請した施設が利用可能な場合は、同一施設ごとに1回に限り無料となります。公営施設以外の施設で開催する時は、その施設の管理者の承諾が必要となります。ただし、次の場所では開催することができません。

- ・国や地方公共団体が所有・管理する公営住宅以外の建物
- ・電車やバス等の車中・停止場・鉄道敷地内
- ・病院・診療所・その他の療養施設

② 公営施設で開催する場合の使用時間は、1回につき5時間以内と定められています。公営施設以外の施設では制限はありません。

③(10)文書・図画による選挙運動のQA2（P19）をご確認ください。

Q7 個人演説会の周知はどのような方法ですることが可能か？

A7 選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネット等の方法が可能です。
各戸を回っての周知は、戸別訪問の禁止に抵触するためできません。

Q8 午後8時以降に幕間演説で連呼行為は可能か？

A8 幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、映画等の幕間、会社や工場での休憩時間等利用して、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説です。

街頭演説以外の演説（個人演説会・幕間演説等）については、連呼行為の時間に制限がないため、午後8時以降でも連呼行為をすることができます。

なお、候補者等が演説を事前に周知して行う場合は、幕間演説ではなく演説会とみなされます。

Q9 街頭演説は何人でも可能か？

A9 選挙運動に従事する者は、候補者一人について15人を超えてはいけません。これらの従事者は、市選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければなりません。

なおこの人数(15人)には、労務を提供する者は含みますが、候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除きます。

Q10 街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することが可能か？

A10 街頭演説の場では、選挙運動用ビラの頒布が認められています。

これ以外のビラを頒布することは、違反となります。

ただし、認められる規定の選挙運動用ビラの頒布も枚数内に限ります。

※(10)文書・図画による選挙運動 Q3参照

市長選挙	16,000 枚以内
市議選挙	8,000 枚以内

Q11 街頭演説でのぼり旗は使用可能か？

A11 街頭演説の場所において、看板・ポスター・のぼり旗の掲示はできません。

ただし、選挙運動用自動車には273cm×73cm以内のポスター・立札・看板を掲示することができ、記載内容や数量に規制はありません。したがって街頭演説の場所に停車した選挙運動用自動車には、規定サイズ内ののぼり旗を取り付けることができます。

Q12 街頭演説を同時に数か所で行うことは可能か？

A12 街頭演説をする時には、市選挙管理委員会が交付する標記を掲げる必要があります。標記の数は一つに決められていますので、必然的に一か所でしかできません。

Q13 街頭演説において流し演説を行うことは可能か？

A13 街頭演説であるためには、演説者がその場にとどまっていることが要件となります。この場合の「とどまる」とは、常識的に一定の演説をしている場所と認められる場所の外に移動しないという意味であり、道路を歩きながらや、走っている自動車上から演説する等のいわゆる流し演説は、街頭演説とは認められません。

Q14 選挙運動期間中、公営施設内で活動中の市民に挨拶等をすることが可能か？

A14 単に挨拶程度なら差し支えありません。
ただし、あらかじめ聴衆を集めると個人演説会の扱いとなり規制を受けます。

Q15 公共施設で出陣式を行うことが可能か？

A15 出陣式は、選挙運動の演説の一環と考えられます。
選挙運動のための演説・連呼行為は、国または地方公共団体の所有し管理する建物ではすることができませんので、公共施設内での出陣式は禁止されます。

(11)選挙後のお礼

Q1 当選のお礼の挨拶に制限はあるか？

A1 有権者に対して、当選または落選に関しあいさつする目的をもってする以下の行為は禁止されています。

- ① 戸別訪問をすること。
- ② 文書図画を頒布または掲示すること。

※ただし、自筆の信書およびインターネット等をする方法であれば差し支えない。

有権者からもらった当選の祝辞、落選の見舞い等に対する返信は、自筆でも印刷でも差し支えない。

- ③ 新聞紙または雑誌に広告を掲載すること。
- ④ 放送設備を利用して放送すること。
- ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- ⑥ 自動車を連ねたりして、氣勢を張ること。
- ⑦ 当選したお礼に、氏名等の名称を言い歩くこと。

Q2 「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することは可能か？

A2 罰則をもって禁止されます。

Q3 当選のお祝いとしてお酒をもらうことは可能か？

A3 当選祝いのお酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため差し支えありません。ただし選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできません。

Q4 当選のお祝い・選挙のお礼として、自らの選挙運動員等を集めて、慰労のための酒席を開くことは可能か？

A4 選挙期日後であっても、禁止されます。

2 政治活動

政治活動とは

政治上の目的をもって行われる一切の運動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。一般的には「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、または公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」を指します。

※政治活動用の立札及び看板の類:政治活動用立札・看板と記載

(1)政治活動の文書図画

Q1 政治活動用立札・看板を設置する場合に申請は必要か？

A1 事務所の立札及び看板の類には、当該選挙を管理する選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。看板等を設置する場合は、事前に天草市選挙管理委員会に証票の交付申請をしてください。

Q2 政治活動用立札・看板は何枚まで設置可能か？

A2 公職の候補者1人につき、または同一の公職の候補者等にかかる後援団体のすべてを通じて（後援団体が2以上あるときも、そのすべての団体を通じて）政令で定める総数の範囲内で立札・看板の類を掲示することができます。

	候補者等	後援団体
市長・市議	6枚	6枚

Q3 事務所ごとの政治活動用立札・看板の数の制限はあるか？

A3 1つの事務所に掲示できる立札及び看板の類は、政治活動用は候補者等・後援団体を通じて2枚以内となります。

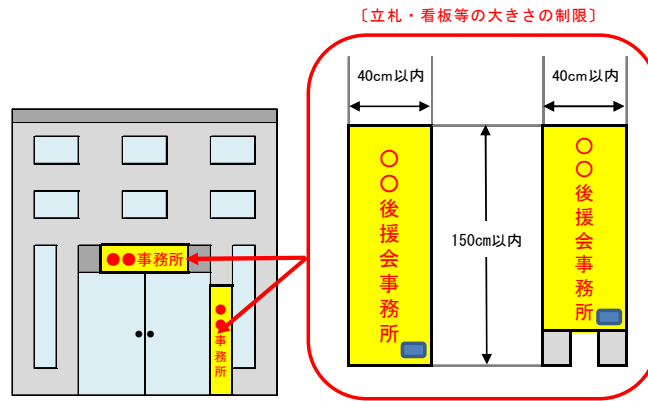
Q4 政治活動用立札・看板の両面使用は、2枚として計算されるのか。

A4 両面使用は2枚として認められます。証票は両面に貼付しなければならず、両面を使用しながら片面しか証票が貼付されていない場合は設置できません。

Q5 政治活動用立札・看板について、規格の制限はあるか？

A5 大きさは150cm×40cm以内となります。

- ・足を付ける場合は、足の部分も含みます。
- ・縦長、横長いずれでも構いません。
- ・ビルの窓等に直接書く場合は、150cm×40cm以内の枠を設ける必要があります。



Q6 政治活動用立札・看板の記載内容に制限はあるか？

A6 選挙運動にわたる内容は記載できません。事務所を示す内容として、候補者用には「事務所」、後援団体用には「後援会連絡所」のように記載してください。

Q7 政治活動用立札・看板にQRコード(二次元コード)を記載することは可能か？

A7 バーコードやQRコード(二次元コード)が記載されている場合、読み取った際に端末上に表示される内容が、選挙運動用文書図画と認められる場合は、記載されている政治活動用立札・看板自体が選挙運動用の文書図画として規制を受けます。

Q8 1つの場所に政治活動用事務所と後援団体事務所とが同居している場合、その場所にはそれぞれ2枚の立札、看板の類を掲示することが可能か？

A8 それぞれの事務所の実態がある場合は、それぞれの規格や枚数(それぞれ2枚、計4枚まで)等の条件を満たしていれば掲示することができます。

Q9 政治活動用事務所を選挙事務所として使用した場合、政治活動用立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することは可能か？

A9 それぞれの規格や枚数(それぞれ2枚、計4枚まで)等の条件を満たしていれば掲示することができます。

Q10 選挙運動期間中に新たな政治活動用立札・看板を掲示または、既に設置しているものを移動することが可能か？

A10 選挙運動期間中は、新たな看板を設置、及び掲示中の看板を移動させることはできません。なお、選挙運動期間外に設置場所を変更する場合は変更届を、設置をやめる場合は廃止届出を遅滞なく選挙管理委員会へ提出する必要があります。

Q11 政治活動用立札・看板として掲示できない物は具体的にどのようなものか？

A11 あんどん形式のものや広告塔のようなものは、立札及び看板の類とは認められず、設置できません。

Q12 政治活動用立札・看板が掲示できないのは具体的にどのような場所・理由か？

A12 法第143条第16項第1号に「政治活動を行う事務所ごとにその場所において」と規定されていることから、政治活動のために使用する事務所や後援会連絡所の実態のない場所には掲示することはできません。

また次のような場合も設置はできません。

- ・市選挙管理委員会が交付する証票が貼付されていない
- ・証票の有効期限が過ぎている
- ・両面を使用しながら片面しか証票が貼付されていない

設置できない場所の具体例としては次のとおりです。

なお、事務所道を隔てた反対側や、相当離れた場所に掲示することもできません。

× 道路敷き（歩道を含む）の公共施設



× 公園などの公共施設



× 田んぼ・畑など・農地等の
事務所としての実態のない場所



× 駐車場等の
事務所としての実態のない場所



× 空き地、空き家、空き店舗等の
事務所としての実態のない場所



※空き店舗等を借用し事務所として
実態がある場合は設置可



Q13 既製の立札の上に後援団体等の政治活動用ポスターを貼ることは認められるか。

A13 板を使って裏打ちされたポスターと認められ、違反になる恐れがあります。

Q14 「〇〇後援会専用駐車場」と記載した立札・看板は、後援団体が政治活動のために使用するものとして規制の対象になるか？

A14 掲示の態様によっては、違反となるおそれがあります。後援団体の政治活動のために使われていると認められるときは、規制の対象となる恐れがあります。

Q15 候補者等の事務所のガラス窓に、候補者等の氏名またはそれが類推される事項を表示したポスターを貼ることが可能か？

A15 掲示の態様によっては、違反となるおそれがあります

Q16 駅前等で市政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することは可能か？
また、スローガンが記載されたのぼり旗は掲示することは可能か？

A16 政治活動の一環として行う街頭演説の場やあいさつ行為においては、候補者等の氏名または氏名が類推される事項が記載された、立札・看板・のぼり旗・プラカード・タスキ・腕章等の掲示は禁止されています。

なお、スローガンのみ記載されている場合は、氏名類推事項に該当しないので、選挙運動にわたらない限りは掲示することができます。

参考：候補者氏名が記載された立札・看板等の使用が認められる場合

- ・選挙期間中に、候補者自らが使用するタスキ、腕章および腕章の類
- ・政治活動のためにする演説会、講演会、研修会、その他これに類する集会の会場において、当該講演等の開催中に使用されるのぼり等

Q17 政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することは可能か？

A17 氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの、若しくは演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできません。

なお、スローガンのみを表示する場合は、差し支えありません。

Q18 ① 後援会の宣伝用自動車の車体にその後援会の名称を直接記載してもよいか？
② 使用者の名称が義務付けられている場合はどうか？

A18 ① 一般的には政治活動のための文書図画として違反となる。
② 自動車検査証に記載された使用者の名称等を表示してあっても違反にはならない。ただし、故意に大書きするような場合には違反となる。

Q19 政治活動用ポスターを貼る際は、許可は必要か？

A19 ポスターを他人の土地、建物、工作物に貼るときは、その所有者・管理者・居住者等に承諾を得てからは貼るように定められています。なお無断で貼られたポスターについては、居住者等が自分で剥がしてもよいと定められています。ただし、剥がした後のポスターの処分については、財産権の問題から、ポスターに記載されている、掲示責任者または公職の候補者の事務所に連絡をして引き取りに来てもらうことが推奨されます。

Q20 政治活動用ポスターについて、次の制限はあるか？

- ① 記載内容に制限はあるか？
- ② 規格や枚数に制限はあるか？
- ③ 掲示方法に制限はあるか？

A20 ① 表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人の場合は名所と所在地）の記載が必要です。

② 極端に大きいものまたは連続して多数掲示している場合は、選挙運動と認められる恐れがあります。

③ ベニヤ板等の裏打ちによる掲示はできません。

※QA21も併せてご確認ください。

Q21 政治活動用ポスターはいつまで掲示可能か？

A21 公職の候補者の氏名または氏名が類推される事項が記載された政治活動用ポスターは、任期満了の6か月前から選挙期日までの間掲示することができません。

ただし、この規制の対象となるのは「公職の候補者」及び「後援団体」の政治活動用ポスターであり、政党及び政治団体（後援団体を除く）の政治活動用ポスターは規制の対象外となります。

政党及び政治団体（後援団体を除く）の政治活動用ポスターは、裏打ちの禁止、掲示責任者等の記載等が適用外であり、6か月の規制にもあらず常時掲示することができます。

ただし選挙の公示または告示日に氏名または氏名が類推される事項が記載された者が候補者となった場合は、その日（選挙の公示または告示日）のうちに撤去しなければなりません。

なお、政党の政治活動用ポスターであっても、特定の個人の氏名を大書する等、特定の個人を目立たせる様態である場合は、個人の政治活動用ポスターとして規制を受ける恐れがあります。

Q22 市議会議員の任期満了前 6 か月以内に、当該市議会議員選挙の立候補予定者が弁士として記載された政党等の演説会告知用ポスターを掲示することは可能か？

A22 以下の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認められた場合は掲示することができます。ただし、以下の基準を満たすポスターであっても、告示日以降は撤去しなければなりません

- ① 弁士が複数であること
- ② 弁士のすべてを同等に扱っていること
- ③ 弁士の 1 人にかかる面積が純然たる政党部分を超えないこと
- ④ 弁士の全てが同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等ではないこと

補足：政党用ポスターと公職の候補者等個人用ポスターの区別の判断基準例

○ **政党のポスターとされる正しい例**



上記QA21の条件をすべて満たしている

- 弁士が複数であること。
- 弁士のすべてを同等に扱っていること。
- 弁士の 1 人にかかる面積が純然たる政党部分を超えていない
- 弁士の全てが同一選挙の同一選挙区の公職の候補者等ではない。

× **個人の政治活動用ポスターとされる例①～④**

①ポスターで紹介された弁士が1人の場合



ただし、弁士が党首のみである場合は、党首は政党の代表・シンボリックな存在であるため、直ちに党首個人の政治活動とはまでは言えない。

②弁士Bの政治活動用ポスター



複数の弁士が紹介されている場合でも、全ての弁士を同等に取り扱っておらず、弁士のうち特定の者のみを目立出せるようにした場合。

× 個人の政治活動用ポスターとされる例①～④

③ 弁士 A 及び B 各々の政治活動用ポスター  複数の弁士が紹介されている場合でも、弁士の紹介に係る記載部分の面積が、弁士の紹介に係る部分全てを除いた残りの、すなわち純然たる政党の記載部分の面積を超えている場合。	④ 弁士 A 及び B 各々の政治活動用ポスター  弁士として紹介された個人全てが、同一選挙の同一選挙区の立候補予定者である場合
---	--

Q23 候補者個人の政治活動用のポスターを、会社の室内に掲示することは可能か？

A23 任期満了前6か月以内に、不特定多数の者が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止されています。

なお、往来から見えないように個人宅の内向きに掲示することは可能です。

Q24 選挙の告示日直前に、後援会だよりや議員活動報告のチラシを各家庭にポスティングすることは可能か？

A24 告示日直前において、公職の候補者が次期選挙に際して当選を得る目的が明らかである場合は、選挙運動(事前運動)にあたる恐れがあります。また、選挙期間中においては、脱法文書の頒布とみなされる恐れがあります。

(2)演説等

Q1 平常時に、公職の候補者が路上に立ち演説を行う場合、次の行為は問題ないか？

- ① 午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行うこと。
- ② 警察署の許可を得ずに行うこと。

A1 ① 選挙運動にあたらぬ平常時の政治活動については原則自由であり、街頭演説には制限がないため差し支えありません。

ただし、公職の候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を記載した、のぼり旗・プラカード・タスキ・腕章・裏打ちされた個人の政治活動用のポスター等を使用することはできません。

② 道路に人を多数寄せて演説する等、一般交通に著しい影響を及ぼす場合は警察署の許可が必要な場合があります。ただし、一般的に交通の妨害とならない場所に立ち、人の流れを阻害させない状態で演説する場合は、警察署の許可を得なくても差し支えありません。

Q2 民間団体が、告示日直前に選挙区内の公民館等において候補者を集めて公開討論会を開催することは可能か？

A2 告示日前の公開討論会の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り差し支えありません。

選挙運動期間中については、演説会を開催することができるのは候補者個人に限られており、民間団体主催の公開討論会はできません。なお、各候補者が主催者となつての合同個人演説会の形をとる場合は差し支えありません。

※(11)言論による選挙運動QA 4 も併せてご確認ください。

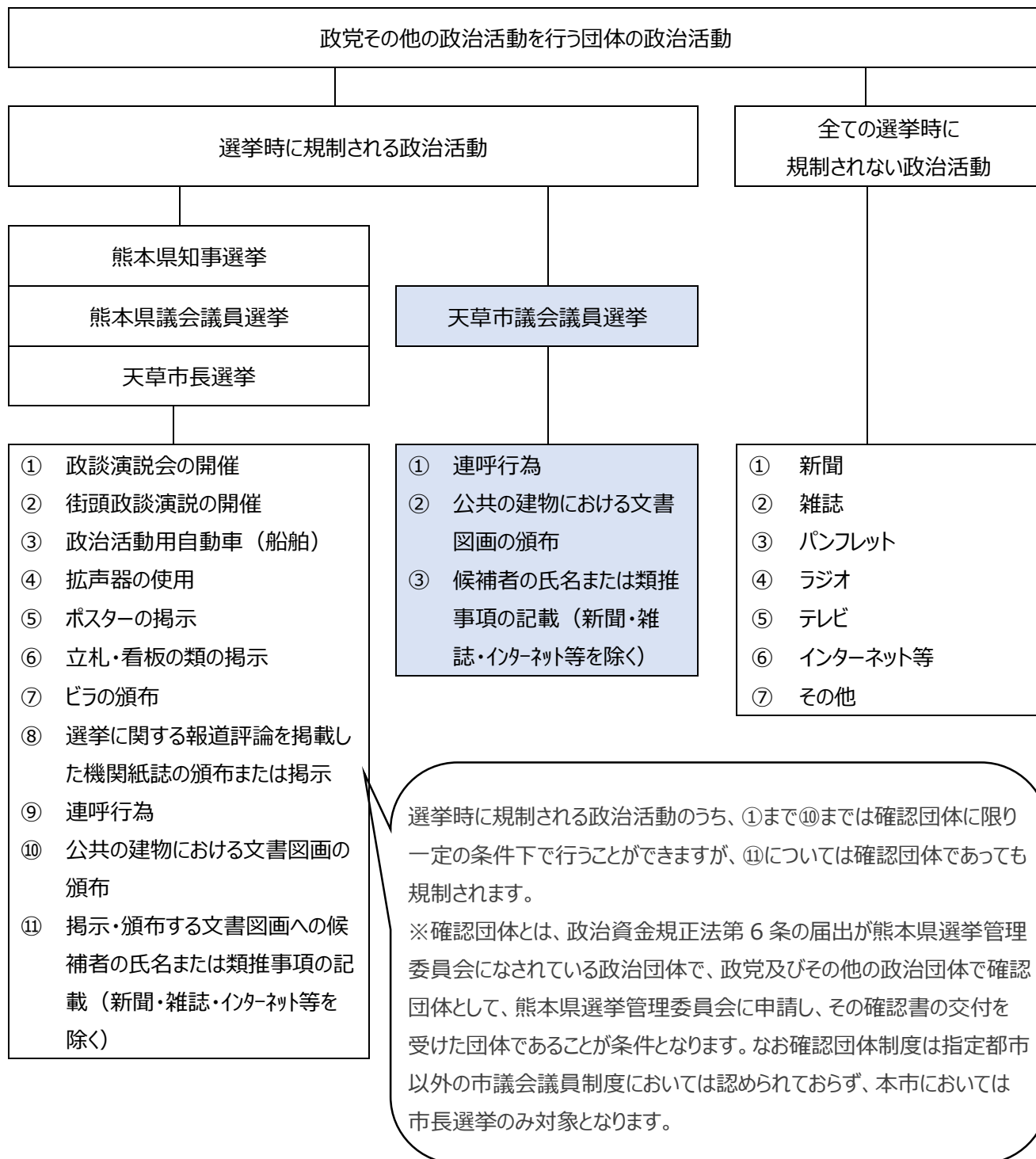
Q3 告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者氏名を連呼しながら市内を走行することは可能か？

A3 氏名の連呼行為は、事前運動にあたる恐れがあります。

(3)政治団体等の政治活動 法201条

Q1 選挙時において、政治団体等が行う政治活動に規制はあるか？

A1 以下のとおり規制されます。



Q2 確認団体の行うことができる政治活動とは具体的には何か？

A2 以下のとおりとなります。確認団体については前頁QA1をご確認ください。

なお政治活動においては、いかなる名義であっても掲示、頒布する文書図画に、当該選挙の候補者の氏名または氏名が類推される事項を記載すること、及び連呼行為は禁止されています。

種類	可否	数量・規格	注意事項
事務所	○	制限なし	純粋な政治活動用事務所として可
自動車（船舶）	○	1 台（船舶は自由）	
葉書	×		政治活動用ビラとして規制を受ける
ビラの頒布	○	2 種類以内、規格、枚数の制限なし 【市長】市選管に届け出たもの	選挙運動に使用可 ※ 候補者の氏名または氏名類推事項を記載することはできない
ポスターの掲示	○	規格：85cm×60cm 以内 【市長】1,000 枚以内	選挙運動に使用可 ※ 候補者の氏名または氏名類推事項を記載することはできない
立札・看板の類	○	政談演説会告知用 1 会場ごとに 5 以内 会場内、自動車、事務所に可	候補者の氏名または氏名類推事項を記載することはできない
連呼行為	○	政談演説会、街頭政談演説、車上のみ	候補者の氏名を連呼する等、選挙運動にわたる連呼はできない
新聞広告	○	制限なし	純粋な政治活動として可
テレビ・ラジオ	○	制限なし	純粋な政治活動として可
政談演説会	○	【市長】2 回	従たる範囲で、選挙運動の演説可
街頭政談演説	○	停止した車上及びその周囲 午前 8 時から午後 8 時まで	従たる範囲で、選挙運動の演説可

3 寄附及びあいさつ状

(1)候補者が行う寄附 □ 法199条の2 公職の候補者等の寄附の禁止

Q1 公職の候補者等がする寄附で認められているのは何か？

A1 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、時期に関わらず以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

① 政党その他の政治団体、またはその支部に対する寄附

② 公職の候補者等の親族に対する寄附

※親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族を指します。

③ 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償

※政治教育集会とは、政治上の主義または施策を普及するために行う、講習会、その他政治教育集会を指します。

④ 公職の候補者等が自ら出席する、結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典

Q2 寄附の禁止の対象とされる、選挙区内にある者とは、選挙区内に住所を有する有権者のことか？

A2 選挙区内にある者とは、その者の選挙権の有無に関わらず、当該選挙区内に住所を有する者のほか、寄附を受ける際に、選挙区内に滞在する者も該当します。また、自然人、法人のほか、人格なき社団、国及び地方自治体も含まれます。

Q3 公職の候補者が、親族や秘書の名義で、選挙区内にある者に対して寄附を行うことは可能か？

A3 罰則をもって禁止されます。

Q4 公職の候補者の親族が、その経費を自ら負担して、自己の名義で寄附を行うことは可能か？

A4 差し支えありません。

●結婚等の祝儀

Q5 公職の候補者等が、選挙区内にある親族以外の者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭または金銭以外の品物等を贈ることは可能か？

A5 「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されております。

候補者自ら出席して贈る場合は、例外的に罰則の適用から除外されており差し支えありません。ただし秘書等が代理で出席して渡す場合は、寄附の禁止にあたります。

Q6 公職の候補者等が、出席を予定している選挙区内の親族以外の結婚披露宴の祝儀を、事前または事後に相手方に贈ることは可能か？

A6 結婚披露宴出席することが確実であっても結婚披露宴の場ではなく、事前あるいは事後に祝儀を贈る場合は、寄附の禁止にあたり罰則をもって禁止されます。

Q7 公職の候補者等が、会費制の選挙区内の親族以外の者の結婚式に自ら出席し、定められた会費を支払うことは可能か？また秘書が代わりに出席して会費を支払うことは可能か？

A7 会費制の結婚披露宴に出席して「会費」を払うことは、それが純粋な「会費」である限り差し支えありません。これは秘書が出席する場合も同様です。

Q8 公職の候補者が自らの親族へ、新築祝いを贈ることは可能か？

A8 寄附の禁止の例外として認められるものに「公職の候補者等の親族に対する寄附」があります。従ってその範囲内の親族であれば差し支えありません。(Q1参照)

●二十歳の集い（成人式）

Q9 公職の候補者が、選挙区内で行われる二十歳の集い（成人式）の参加者に、記念品を贈ることは可能か？

A9 選挙区内での寄附は、罰則をもって禁止されます。

Q10 公職の候補者が、選挙区内で行われる二十歳の集い（成人式）に祝電を出すことは可能か？

A10 祝電を含む電報は寄附及びあいさつ状の禁止にはあたらないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことができます。

●葬儀

Q11 公職の候補者が、通夜や葬式に自ら出席し、香典を渡すことは可能か？

A11 自らが出席し葬式の日までに弔問する場合は、寄附の禁止にはあたりません。
なお、候補者、その秘書、配偶者等の親族が代理出席し香典を渡すことは、罰則をもって禁止されます。

Q12 公職の候補者が、通夜や葬式に自ら出席し、香典の代わりに線香を供えることは可能か？

A12 香典は金銭に限ります。
線香等の物品を代わりに供えることは罰則をもって禁止されます。

Q13 「ご供花料（仏式）」「御玉串料（神式）」「御花輪料（キリスト教式）」等の表書きで選挙区内にある親族以外へ金銭を供えることは香典に含まれるか？

A13 これらの表書きで金銭を供えることは香典に含まれます。

Q14 公職の候補者が、選挙区内にある親族以外の者の葬儀に際し、香典ではなく供花や花輪を供えることは可能か？

A14 供花や花輪は寄附にあたるため、罰則をもって禁止されます。

Q15 選挙区外に住所を有する知人の葬儀が、選挙区内にある葬儀場で行われる場合、公職の候補者が供花や花輪を供えることは可能か？

A15 選挙区内にある者とは、当該選挙区に住所を有していなくても、寄附を受ける際に当該選挙区に滞在する者も含まれますので、供花や花輪も寄附にあたり、罰則をもって禁止されます。

Q16 公職の候補者が、選挙区内にある者に対して香典返しをすることは可能か？

A16 当該地域において、香典返しが社会的慣習として定着しており、一種の義務的な性格を持つものである場合は、もらった香典に対する返礼の程度（香典の半額程度）の香典返しであれば、寄附の禁止にはあたりません。

Q17 公職の候補者自身が喪主を務める葬儀に際して、選挙区内にあるお寺にお布施を渡すことは可能か？

A17 読経等の役務に対する報酬（債務の履行）と認められる限り、寄附の禁止にはあたりません。

Q18 公職の候補者が選挙区内にある新盆世帯を訪問し、御仏前として金銭を供えることは可能か？

A18 罰則をもって禁止されます。

●会費と寄附

Q19 公職の候補者が、あらかじめ会費が定められた忘年会や新年会等の会合に参加することは可能か？

A19 あらかじめ決められた会費を支払い参加することは差し支えありません。
また会費が設定されていない場合、実費を支払うことは可能ですが、見込み額を支払うことは寄附の禁止にあたります。

Q20 お中元やお歳暮等、慣習として行われている贈答も寄附にあたるのか？

A20 公職の候補者が選挙区内にある親族以外の者に対して行う、贈答品・お祝い・お見舞い等の慣習的に行われているものも、寄附の禁止にあたります。

例：お中元、お歳暮、入学・結婚・出産・新築・入学・卒業・開店祝い、祭事への寄附餞別、入院・火事見舞い、バレンタインデー・ホワイトデーのお菓子等

Q21 公職の候補者が、会社の社長・役員・構成員である場合、その氏名を冠して会社より贈答品を贈ることは可能か？

A21 公職の候補者が社長であるA株式会社が、「A株式会社 社長 候補者氏名」と記載したのし紙をつけた贈答品を選挙区内にある者へ贈ると、政治家の関係会社等の寄附の禁止に該当します。

会社でなくても公職の候補者が寄附していると相手側に思わせる場合も、政治家を寄附の名義人とする寄附に該当し、罰則をもって禁止されます。

また、のし紙に会社名だけが記載されている場合も、会社ではなく公職の候補者が寄附していると相手側に思わせる場合も、罰則の対象となる恐れがあります。

なお、構成員には株式会社の株主、合同・合名・合資会社の出資者も含まれます。

Q22 地域の自治会等の役員が、地域住民全員に祭事等の寄附を募る場合、地域の公職の候補者に対して寄附を求めることが可能か？

A22 仮に自治会へ全員に寄附を求める場合であっても、公職の候補者へ寄附を求めることは罰則をもって禁止されています。

Q23 公職の候補者等が、選挙区内で行われるお祭りや運動会等の地域行事、会合へビール等の物品を差入れや寄附をすることは可能か？

A23 選挙区内にある者への寄附は、罰則をもって禁止されます。

Q24 公職の候補者が、選挙区内で行われるスポーツ大会に際して、トロフィーや記念品等を、(優勝チーム持ち回りとして)貸与もしくは贈ることは可能か？

A24 貸与および贈与いずれの場合も、罰則をもって禁止されます。

Q25 公職の候補者が、選挙区内で行われる参加予定のない各種イベント等のチケットを購入することは可能か？

A25 罰則をもって禁止されます。

Q26 公職の候補者が、旅行や視察に行くときに、選挙区内にある者から賄賂を受けた場合、お返しのお土産を渡すことはどうか？

A26 罰則をもって禁止されます。

Q27 公職の候補者が、自筆の色紙を選挙区内にある者に贈ることは可能か？

A27 寄附にあたり、罰則をもって禁止されます。ただし、相手から差し出された色紙にサイン等を行うことは寄附にあたりません。

Q28 公職の候補者が、檀家・氏子となっている選挙区内にある寺社の修復のために寄進することは可能か？

A28 罰則をもって禁止されます。

寺社の修復のために檀家や氏子が寄進することは、半ば義務的との考えが一般的ではあるが、他の檀家や氏子がみな寄進する場合であっても、債務の履行ではない限り、罰則をもって禁止されます。

Q29 市議会の有志で出し合い、選挙区内にある者に市議会名義で寄附を行うことは可能か？

A29 名義上市議会となっている場合も、実質的に個々の議員からの寄附である場合は、罰則をもって禁止されます。

Q30 選挙区内にある学校のある部活が全国大会に出場することになった。
物販や寄附を行うことは可能か？

A30 選挙区内にある者への、寄附の禁止にあたります。

Q31 選挙区内にある保護者の子どもが通う、選挙区外の学校部活が全国大会に出場することになった。物販や寄附を行うことは可能か？

A31 子どもが選挙区外に住み通学していても、その保護者が選挙区内に住んでいる場合は、寄附の対象者が選挙区内にある者とみなされ、寄附の禁止にあたる恐れがあります。ただし、団体が選挙区外にあり活動も選挙区外で行われており、その寄附が特定の保護者や、選挙区内の有権者への利益供与（負担軽減）とみなされない場合は、差し支えありません。

Q32 公職の候補者が、選挙区内で行われる地域や学校等のバザーに物品を提供することは可能か？

A32 寄附の禁止にあたります。

Q33 公職の候補者が、選挙区に対してふるさと納税を行うことは可能か？

A33 寄附の禁止にあたります。

Q34 公職の候補者が、自分の財産を国・県・市等に寄附することは可能か？

A34 いずれに対しても寄附はできません。

Q35 公職の候補者が、選挙区内にある団体（政治団体を除く）の賛助会員となり、賛助会費を支払うことは可能か？

A35 賛助会員の役割・地位・権利が規約等に定められておらず、賛助会費の納入義務のみがある場合等、賛助会員の実態によってはその会費が寄附の禁止にあたる場合があります。債務の履行と認められるか総合的に判断することとなります。

Q36 公職の候補者が、自治会等で集める被災地支援の募金に応じることは可能か？

A36 たとえ被災地支援という名目であっても、債務の履行にあたらない募金は罰則をもって禁止されます。

Q37 公職の候補者が、選挙区に開設された避難所へ物資は寄附することは可能か？

A37 たとえ支援という名目であっても、当該避難所が選挙区内にあれば、罰則をもって禁止されます。

Q38 公職の候補者等が、赤い羽根共同募金に募金することは可能か？

A38 最終的な募金先が選挙区外であっても、当該選挙区内に事務所等がある場合は、寄附の禁止にあたります。

主たる本部がある場合はもちろん、従たる事務所や支部が選挙区内にある場合も寄附をすることは禁止されます。また、赤い羽根共同募金のように各県に組織があり、県内各市区町村に窓口を設けて都道府県単位で募金活動を行うものについては、自己の選挙区外であっても選挙区内にある者への寄附と認められます。

つまり市長、市議の候補者であっても、選挙区のある県内において赤い羽根共同募金に応じることは、選挙区内にある者への寄附にあたり禁止されます。

Q39 市長や市議会議員が、その給与の一部を返上することは可能か？ また、具体的に生じる給与請求権の一定部分をあらかじめ放棄することは可能か？

A39 いずれも禁止された寄附にあたります。給与・報酬の辞退・返上・減額については、条例等の改正により、減額措置を取ることが相当と思われます。

ただし、その議員が次期選挙に立候補する意思がなく、かつ客観的にも立候補の意思がないと認められる場合には、禁止された寄附にはあたりません。

Q40 選挙区内にある自らの後援団体には寄附が可能か？

A40 原則として、政治資金規正法の範囲内であれば寄附ができます。

ただし、その後援会が資金管理団体に指定されていない場合は、当該公職の任期満了前90日から選挙期日までの間等の一定期間は寄附が禁止されます。

Q41 地方公共団体は、その長の名前で記念品等の贈呈が可能か？

A41 地方公共団体は、公職の候補者の関連会社等に含まれませんので、記念品を贈ることは違法ではありませんが、長の氏名の表示は差し控えることが望ましいとされています。なお、表彰状は差し支えありません。

(2)選挙に関する寄附

☐ 法199条の2 公職の候補者等の寄附の禁止 / 政治資金規正法22条

Q1 公職の候補者が、選挙区内の他の候補者に陣中見舞いを贈ることは可能か？

A1 選挙期間の中の陣中見舞いは寄附にあたり、罰則をもって禁止されます。また陣中見舞いが飲食物の場合、法第139条の飲食物の提供の禁止の規定にも抵触し、罰則をもって禁止されます。

Q2 公職の候補者が、他候補者の後援団体に陣中見舞いを贈ることは可能か？

A2 後援団体を含む政治団体への寄附は禁止されていませんので、政治資金規正法の個別制限の範囲内（年間150万円）であれば寄附ができます。

Q3 公職の候補者へ選挙費用として金銭を寄附することが可能か？

A3 個人は公職の候補者に寄附する場合は、例外として選挙費用に関するものに限り、年間150万円以内で金銭による寄附ができます。なお企業・労働組合・その他団体等が行う寄附（いわゆる企業団体献金）は政治資金規正法により一切禁止されます。また、政治活動に関する金銭の寄附は禁止されており、年間150万円までの物品等に限り、ただし政治団体に対する寄附は、年間1団体につき150万円まで行うことができます。

(3)後援団体が行う寄附 法199条の5 後援団体に関する寄附等の禁止

Q1 後援団体が行う寄附で認められているのは何か？

A1 後援団体は選挙区内にある者に対して、以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ① 当該公職の候補者に対する寄附
- ② 政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- ③ 後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附

Q2 後援団体の設立目的により行う行事や事業とはどのようなものか？

A2 その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版等をいうものと解されています。

Q3 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、その会員の葬式へ花輪・供花・香典、または結婚式の祝儀等を出すことが可能か？

A3 選挙区内にある者に対しては、たとえ会員あり後援団体の設立目的により行う行事であっても、罰則をもって禁止されます。

(4)政治教育集会に関する実費の補償

 法199条の2 公職の候補者等の寄附の禁止

Q1 公職の候補者が「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償をすることはできる」とされているが、その「政治教育のための集会」の開催場所・時期・形態は問われないか？

A1 次のような集会における寄附は禁止されます。

- ① 参加者に対して供応接待(酒食、アトラクション等)が行われるようなもの
- ② 選挙区外において行われるもの
- ③ 当該政治家の任期満了日前90日から選挙期日までの間に行われるもの

Q2 「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」の範囲は？

A2 参加者が集会に参加するために最小限度必要な旅費、宿泊費、会場が交通不便な場所にある場合の送迎バスの用意等が含まれます。

なお、この場合の実費の補償には、現物支給も含まれます。

また、食事の提供については、食事も食事代も禁止されます。

Q3 公職の候補者が、「政治教育のための集会」で飲み物を提供可能か？

A3 湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の茶菓子であれば、差し支えありません。

(5)あいさつ状の禁止

☐ 法147条の2 あいさつ状の禁止 / 法152条 挨拶を目的とする有料広告の禁止

Q1 公職の候補者が、禁止されている「あいさつ状」とはどのようなものか？

A1 選挙区内にある者へ対しては、答礼のための自筆のものを除き、あいさつ状、電報、ファックスその他これらに類するものを出すことは禁止されています。なお、これらのうち答礼のための自筆によるものについては禁止の対象とされていません。

例：年賀状・喪中葉書・寒中見舞い・暑中見舞い・クリスマスカード

Q2 答礼のための自筆によるあいさつ状とはどういうものか？

A2 すべて公職の候補者が自筆したものに限り、次の×のものは禁止されています。

○ 答礼のために公職の候補者が自筆したもの

× 昨年もらった年賀状に対し、今年その答礼として出す年賀状

× パソコン等で印刷したもの

× 住所や氏名だけを自書したもの

× 自筆をコピーしたもの

× 公職の候補者以外が代筆したもの

Q3 選挙区内にある者に対して葉書の中で、時候のあいさつとそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は、出すことは可能か？

A3 あいさつ状に該当するかどうかを、総合的に判断することとなります。

Q4 公職の候補者が、弔電や祝電等の電報を出すことは可能か？

A4 電報は寄附及びあいさつ状の禁止にはあたらないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことができます。

Q5 公職の候補者やその後援団体が、選挙区内にある者に対し、慶弔・激励・感謝・災害見舞等を意図して、新聞・テレビ・ラジオ等で有料広告を出すことは可能か？

A5 罰則をもって禁止されます。

Q6 有料の政策広告は禁止されるのか？

A6 政策広告は、あいさつを目的とする有料広告とは異なるため、禁止されません。

Q7 有料の政策広告の中に、あいさつ文を入れることは可能か？

A7 あいさつ文を入れることで、主としてあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合は、罰則をもって禁止されます。

Q8 政策普及宣伝のためのビラ等に、あいさつ文を掲載することは可能か？

A8 掲載することができます。

Q9 後援会事務所開設の案内を、新聞広告に掲載することはできるか？

A9 時期と態様によっては、あいさつを目的とした有料広告や事前運動としてみなされる場合があります。